

「危機関連保証」概要及びワンストップ相談窓口について

1 景気対応資金（危機関連保証）について

(1) 危機関連保証とは

リーマンショックや東日本大震災級の大規模な経済危機、災害等が生じた場合に、経済産業大臣が特例措置として発動するもの。

(2) 認定期間 令和2年3月13日から当面の間

(3) 制度の内容

資金名	要件	融資期間	金利	融資限度額	保証料 (市の負担)
危機関連保証 (今回国が発表した制度)	前年同月比で売上 マイナス 15%	10 年 以内	0.9%	8,000万円	0% (0.8%の 保証料は市が 全額負担)
セーフティネット 保証4号 (3/2より運用中の制度)	前年同月比で売上 マイナス 20%	10 年 以内	1.2%	1億円	0% (0.8%の 保証料は市が 全額負担)

○金利 **0.9%** (市の中小企業融資制度で最低金利)

○保証料 **0.00%** (保証機関である信用保証協会に利用者が負担するもの)
(通常保証料0.8%を市が全額負担)

2 「新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口」について

	小倉ワンストップ相談窓口	戸畑ワンストップ相談窓口
場 所	小倉北区 AIMビル8階	戸畑区北九州テクノセンタービル1階
電話番号	093-551-3619	093-873-1433
相談時間	月～金曜日(祝・休日除く) 9:00～17:00	

【問い合わせ先】

産業経済局雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課
TEL: 093-873-1433
FAX: 093-873-1434